

東京都立大学小笠原研究施設使用要綱

20 首都大管理管第405 号

平成20 年5 月23 日制定

(趣旨)

第1 条 この要綱は、東京都立大学小笠原研究委員会規程第9 条に基づき、東京都立大学小笠原研究施設（以下「小笠原施設」という。）の使用について、必要な事項を定めるものとする。

(使用目的)

第2 条 小笠原施設の使用は、小笠原諸島の自然及び社会を研究するとともに、同諸島の発展に基礎的分野で貢献することを目的とする。

(使用資格)

第3 条 小笠原施設を使用できる者は次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学の教職員（名誉教授及び客員教員（研究員）を含む。以下同じ）。
- (2) 本学の学生
- (3) 本学の教職員の共同研究者及び研究協力者

2 前項第2 号及び第3 号に規定するものにあつては、原則として、本学教職員に同行するものとする。

(使用手続)

第4 条 小笠原施設を使用しようとするものは、別記様式第1 号により小笠原研究委員会委員長（以下「委員長」という。）に申請しなければならない。

2 委員長は、使用を認めたときは、別記様式第2 号により使用許可を通知するものとする。

3 使用者は、使用許可証を所持し、必要に応じて提示しなければならない。

(使用者の義務)

第5 条 使用者は、別に定める使用者心得を守り、施設、設備を良好な状態に保つように努めなければならない。

(現状回復等)

第6 条 使用者は、その責に帰する事由により、建物、設備及び備品等をき損、汚染又は滅失したときは、現状に回復し又はその損害を賠償しなければならない。

(転貸等の禁止)

第7 条 使用者は、小笠原施設をその用途以外に使用し、又は他の者に使用させてはならない。

(使用許可の取消)

第8 条 委員長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には使用の途中であつても使用許可を取り消すことができる。

(1) 申請の内容に虚偽があったとき。

(2) 使用者心得を守らないとき。

2 使用許可の取消しによって生ずる使用者の損害に関しては、使用者自らがその責を負うものとする。

(使用期限の延長)

第9条 研究上その他の理由で使用期限の延長が必要となった場合は、事前に委員長に期限延長を申請し、その許可を得なければならない。

(使用報告書の提出)

第10条 使用者は、使用報告書を使用終了後、別記様式第3号により速やかに委員長に提出しなければならない。

(調査用自動車の使用)

第11条 小笠原施設の調査用自動車を使用する場合は、施設の使用を申請するのに併せて別記様式第4号により、使用の許可を理系管理課長に申請するものとする。

2 調査用自動車の使用は本学の教職員に限る。

3 使用者は、調査用自動車運転日誌を、別記様式第5号により提出しなければならない。

(展示ホールの公開)

第12条 小笠原施設の展示ホールは、使用者の滞在中、住民の見学に供されるものとする。

(研究成果)

第13条 小笠原施設においてなされた研究の成果は、小笠原施設の研究業績として登録されるものとする。

(その他)

第14条 使用者は、この要綱に定めるもののほか、小笠原研究委員会が定める指示に従わなければならない。

附則

この要綱は平成20年5月23日から施行する。

附則 (令和2年3月13日31首都大管理管第2870号)

この要綱は令和2年4月1日から施行する。